

令和4年度6月補正予算の概要

【補正規模】

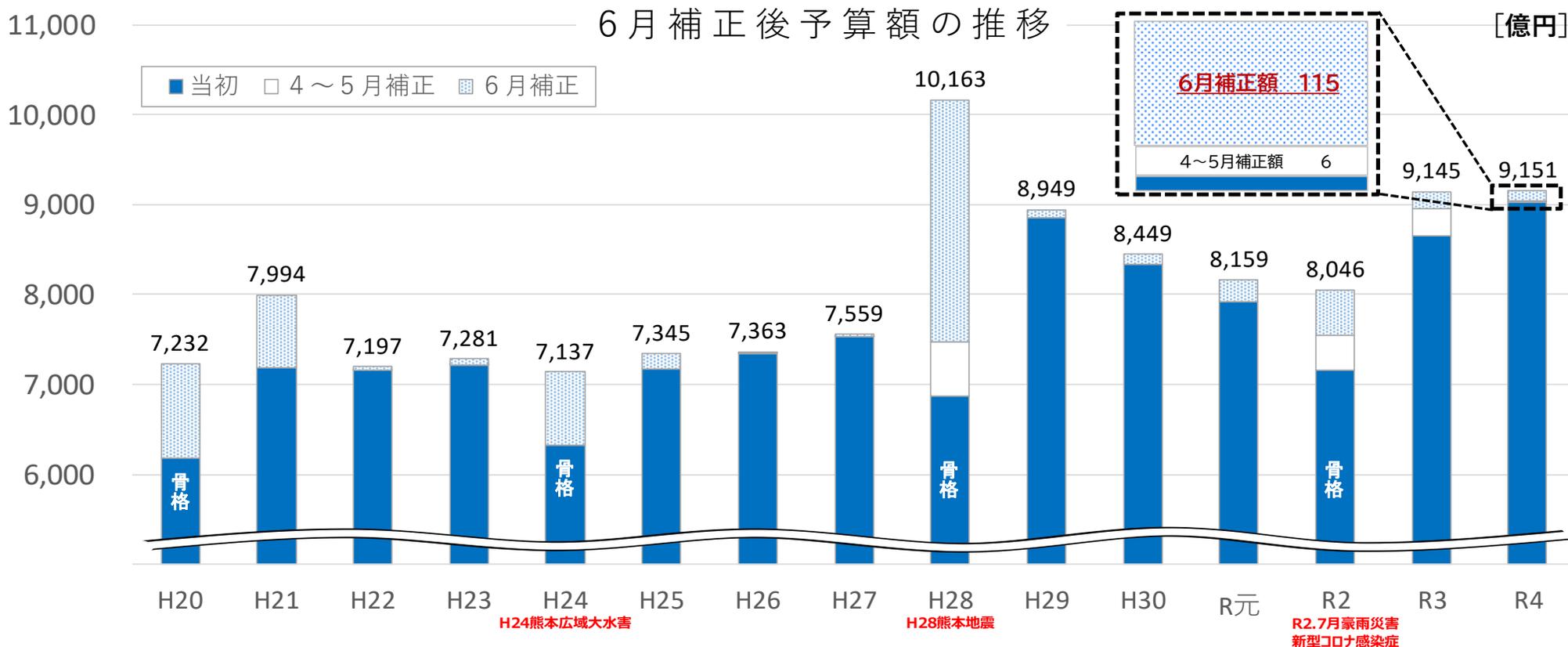
(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 903,647 (①)
- ・ 6月補正予算額 **11,499 (②)**

6月補正後予算額(①+②) **915,146**

(財源内訳) 国庫支出金 7,224(※) 諸収入 518 県債 2,522
 分・負担金 164 繰越金 1,019 繰入金 51
 ※うち地方創生臨時交付金 1,512

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に係る事業のほか、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要となった事業について、補正予算を計上

(主な内容)

I 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応 36億52百万円(2億19百万円) **II 令和2年7月豪雨からの復旧・復興** 8億38百万円(15百万円)

1 感染症の拡大防止

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応 個別資料あり 20億70百万円(2億14百万円)
- (2) 議会棟無線LAN整備事業 52百万円(-)

2 県民生活・県経済への影響の最小化

- (1) 修学旅行の日程変更等に係る追加費用の支援 2億84百万円(-)
新型コロナウイルス感染拡大の影響による学校(県立・私立)の修学旅行の日程変更等に係る追加費用への支援
 ※市町村立学校については、新型コロナ総合交付金で対応

- (2) 交通事業者に対する支援 個別資料あり 3億59百万円(-)
- (3) 生活困窮者に対する自立支援金の給付 個別資料あり 45百万円(-)
- (4) 中小企業等の資金繰り支援 個別資料あり 5億10百万円(-)

3 地域経済や県民生活の回復

- (1) ポストコロナに向けた商店街の維持継続のための支援 個別資料あり 30百万円(-)

1 被災者の救済、生活支援

- (1) 被災者の住まいの再建への支援 個別資料あり 4億73百万円(-)

2 社会・産業インフラの機能回復

- (1) 人吉市青井地区の復興まちづくりの推進 個別資料あり 1億59百万円(12百万円)

III その他

70億9百万円(7億86百万円)

- (1) 子育て家庭を支援するための市町村の体制整備 個別資料あり 54百万円(3百万円)
- (2) 公共施設の整備 個別資料あり 63億51百万円(7億8百万円)

I-1-(1) 新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額20億70百万円(2億14百万円)

新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業
新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業
新型コロナワクチン接種体制支援事業
[健康危機管理課]

- 今後の感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症患者の**入院医療費及び外来診療費の増加に対応**
- 併せて、保健所へ**本庁等からの職員を継続して派遣し、新型コロナ関連業務体制を確保**
- 迅速かつ円滑なワクチンの追加接種(3回目接種)を行うため、**中小企業等が実施する職域接種を推進**

<現状・課題>

(1) 入院医療費・外来診療費増加への対応

- 第6波においては、感染力の強いオミクロン株が流行し、爆発的な感染拡大が発生。
- これに伴い、新型コロナ患者の入院医療費及び外来診療費に係る公費負担(※)も大幅に増加。

○ これまでの感染者数の推移等を踏まえ、**今後の更なる感染拡大に備えた入院医療費及び外来診療費の公費負担分を確保。**

※医療費のうち医療保険適用外分が公費負担の対象

(2) 本庁等職員の派遣による保健所の業務体制の確保

- 第6波において、感染者数の増加に伴い保健所におけるコロナ関連の業務量が增大。R4年1月より本庁等から保健所へ応援職員を派遣。
- 引き続き、感染状況に応じて**応援職員を派遣し、保健所の業務体制を確保**する必要がある。

(3) 中小企業等が実施する職域接種の推進

- 職域接種に要する経費のうち**中小企業等が負担する費用を補助**する。補助金の申請件数の増加が見込まれるため、対応が必要。

<目的・概要>

○事業内容・事業費

- (1) 入院医療費・外来診療費の公費負担に要する経費 **14億85百万円**
- (2) 保健所の業務支援に係る応援職員の活動経費 **9百万円**
- (3) 中小企業等が実施する職域接種における支援に要する経費 **5億76百万円**

- 負担割合：(1) 入院医療費:国3/4 **感染症医療費負担金**、県1/4
- 外来診療費：国10/10 **コロナ緊急包括支援交付金**
- (2) 国1/2 **感染症予防事業費等負担金**、県1/2
- (3) 国10/10 **コロナ緊急包括支援交付金**

○事業主体：県

○事業期間：令和4年度

<イメージ図>

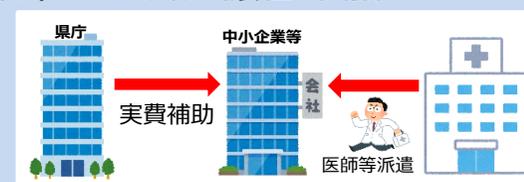
(1) 新型コロナ感染者数の推移状況



(2) 保健所業務の本庁等職員による支援



(3) ワクチン職域接種の支援



I-2-(2) 交通事業者に対する支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額3億59百万円（一）

公共交通応援事業[交通政策課]

- 第6波の到来に伴い本県に「まん延防止等重点措置」が適用され、期間中は公共交通機関の利用者減が発生し、収益の回復が見通せない中においても、地域公共交通事業者は県民の移動手段確保に寄与
- 県民生活を支える地域公共交通の事業継続を支援するため、各地域公共交通機関に対する応援事業を横断的に実施

<現状・課題>

まん延防止等重点措置に伴う利用者減

地域公共交通機関の利用状況（R4.2）

（交通政策課調べ／対R1年度同時期比）

地域鉄道	路線バス	高速バス	定期航路	貸切バス
▲40% 程度	▲33% 程度	▲40% 程度	▲62% 程度	▲69% 程度

地域交通事業者は長引く減収も重なり
厳しい経営状況に
→ 今後の事業継続に支障が生じる恐れ

地域交通事業者の事業継続支援が引き続き必要

- 利用回復に向けた取組み
- 各社の資金繰りや雇用調整等事業継続への取組み
- 感染防止対策や3密を避ける運行への取組み

各公共交通機関横断の応援事業を
R2年度、R3年度に続き実施

<目的・概要>

感染防止対策を講じつつ、県民の移動手段を確保するために必要な運行の維持を行った地域交通事業者に対して運行継続に係る経費の一部に対する応援金を給付し、県民生活に必要な地域公共交通サービスの継続的な提供を実現

- 事業費：3億59百万円
- 対象機関：地域鉄道、路線バス、高速バス、貸切バス、定期航路
- 算定基礎：令和4年度運行（見込）経費のうち、新型コロナウイルスの影響による輸送人員減の影響分の1か月相当額を支援
[年間変動費×(R4.1～3のR1年比便数(%)－R1年比輸送量(%))の平均値×1/12]
- 負担割合：県10/10 コロナ臨時交付金
- 事業期間：令和4年度

<イメージ図>



I-2-(3) 生活困窮者に対する自立支援金の給付

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額45百万円（－）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
[社会福祉課]

- コロナ禍の長期化に伴い、緊急小口資金及び総合支援資金等の支援を受けてなお、追加の支援を必要とする生活困窮世帯が存在していることから、就労による自立を図ることなどを目的に令和3年7月から自立支援金（月最大10万円×3か月）を給付
- 令和3年12月から再支給を実施（月最大10万円×3か月）
- 申請受付期限が令和4年8月末まで延長することに伴い、初回支給や再支給の対象者の増加等に対応するため、事業実施に必要な原資を増額

<現状>

県内の自立支援金の申請状況等(R4.3末時点)

	初回支給		再支給		計	
	申請件数	決定件数	申請件数	決定件数	申請件数	決定件数
県内合計	1,974	1,748	627	594	2,601	2,342
うち、県分(町村分)	137	107	31	25	168	132

○福祉事務所設置自治体が支援金を直接給付

【参考】県内の特例貸付の申請状況(R4.3末時点)

	申請件数	申請金額
緊急小口資金 (最大20万円)	20,874件	37.6億円
総合支援資金 (最大月20万円)	22,438件 (※)	119.7億円

※件数は、初回貸付、延長貸付、再貸付の合計
(うち、初回貸付に係る申請件数は13,329件)

<目的・概要>

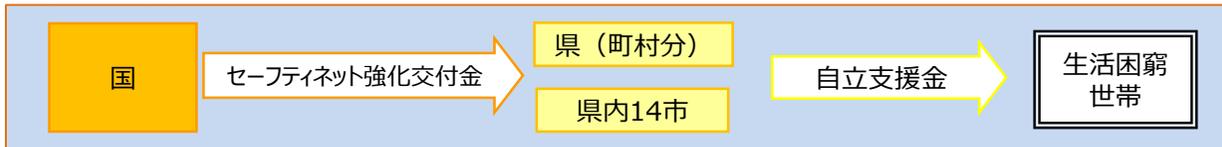
- 事業内容：緊急小口資金及び総合支援資金の貸付を終了した世帯等で、以下の要件を満たす世帯に対し、月最大10万円の自立支援金を最長6か月間給付（生活保護世帯を除く）

【支給額(月額)】 単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円

- ◆収入要件：世帯の1月あたりの収入が、①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額 以下であること。
(本県の目安：単身世帯11.1万円/月、2人世帯15.5万円/月、3人世帯18.3万円/月)
- ◆資産要件：預貯金が①の6倍以下、かつ100万円を超えないこと
- ◆求職活動：以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ・公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

- 事業費：45百万円
- 負担割合：国10/10 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
- 事業主体：県（町村分を給付） ○事業年度：令和4年度

<イメージ図>



I-2-(4) 中小企業等の資金繰り支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額5億10百万円（－）

新型コロナウイルス感染症対策資本性劣後ローン
促進補助事業[商工振興金融課]

- これまで県経済の維持を図るため、県内中小企業に対して、保証料ゼロのコロナ融資、経営改善資金などの資金繰り支援や「事業復活おうえん給付金」等の県独自の施策により、事業継続を強力に支援してきた
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、中小企業等において、既存の債務により悪化した財務体質の強化や、経営体質の改善が求められている
- そのため、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、民間金融機関の資本性劣後ローンを活用する場合の融資利息額の一部を補助することで、本ローンの活用を促進し、中小企業等の財務体質の強化と経営体質の改善に向けた取組みを後押しする

<現状・課題>

債務過剰の企業※は34.7% (R4.2)で、前回調査(R3.12)の32.2%より、2.5ポイント上昇と、既存の債務による財務体質の悪化が懸念される

※資本金1億円未満の中小企業等 (R4.2東京商工リサーチ調べ)

資金繰り悪化により、新たな事業展開など、経営改善に取り組むことができなくなっている

日本商工会議所、全国知事会等からも劣後ローンによる支援を期待する声がある

国より金融機関に対して劣後ローン等の金融商品等による支援の要請あり

企業の当面の資金繰りを可能にし、財務体質の強化と経営体質の改善を強力に後押しする必要がある

【劣後ローンの特徴】

- ・ 業績連動金利により利息負担が軽減
- ・ 期日一括返済による中長期的な資金繰りの安定
- ・ 資本とみなされることで財務安定化が図られ、追加の新規融資が受けやすい

<事業概要>

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、民間金融機関による新型コロナ対策の資本性劣後ローンを活用する中小企業等に対して、本ローンの利子額の一部を補助する

○ 事業費：500,000千円（補助金） + 10,000千円（事務費）

コロナ臨時交付金

○ 補助対象者：日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、民間金融機関※¹の資本性劣後ローンが実行されかつ事業計画書を策定している中小企業等※²

※¹：日本政策金融公庫の融資条件と同等以上の場合

※²：中小法人向け租税特別措置の適用を受ける企業を含む
(その場合の※¹は、日本政策投資銀行の融資条件)

(支援例)

	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	←黒字
支援部分	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	←赤字
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
	9年目	10年目						

○ 給付額：初年度金利に基づき算出した5年分の利子相当額（一括給付）

○ 補助限度額：上限500万円/社

○ 対象融資：新型コロナ対策の資本性劣後ローンの取扱開始から令和5年2月28日までに実行された資本性劣後ローン

<事業スキーム>



I-3-(1) ポストコロナに向けた商店街の維持継続のための支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額30百万円（一）

商店街コロナ影響分析・継続計画策定事業
〔商工振興金融課〕

- 商店街の皆さんが、商工団体、市町村等の関係者と連携し、地域(商圈)の特性を踏まえて、新型コロナウイルス感染症拡大が商店街に与えた影響等を調査・分析のうえ、ポストコロナを見据えた先駆的な取組みを計画することで将来に向けた商店街の維持・発展を図る
- 商店街が調査・分析したデータは、コロナ禍における県経済への各種影響調査と組み合わせて、今後の県政策立案への活用を検討する

<現状・課題>

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた商店街の衰退に歯止めをかけ、人流を回復することは喫緊の課題である
- 令和3年度空き店舗率は、9.6%と前年度よりわずかに低下したものの、商店街を構成する組合員数は減少
熊本市以外の閉店廃業は前年度より増加（2.2% → 3.7%）

- 売上げが落ち込んだ商店街が再起するきっかけを作り(気づき)、商店街の維持・発展を図る必要がある
- 商店街の現状分析については、実施中のコロナ禍の影響調査の中においても貴重なデータとして活用する必要がある

<事業概要>

商店街が、市町村、商工団体、商店街振興等に精通している専門家(コンサルタント含む)と連携してコロナ禍の影響を調査分析・課題抽出し、課題解決案や実効性のある商店街継続計画を策定する

〔具体的な内容〕①調査分析・課題抽出(統計データとしての活用を視野に県側でテンプレートを作成予定)
AI防犯カメラやモバイル等を用いた調査及び来街者への聞き取り調査で取得した通行量、属性(性別・年代・居住エリア等)、消費者ニーズ等のデータを、回遊状況の把握、販売商品の構成やテナント誘致、チラシ配布効率化等の検討に活用し、課題を抽出する
②商店街継続計画の策定
早期に人流回復を図る案と、数年かけて取り組む商店街継続案の両方を盛り込んだ計画を策定する

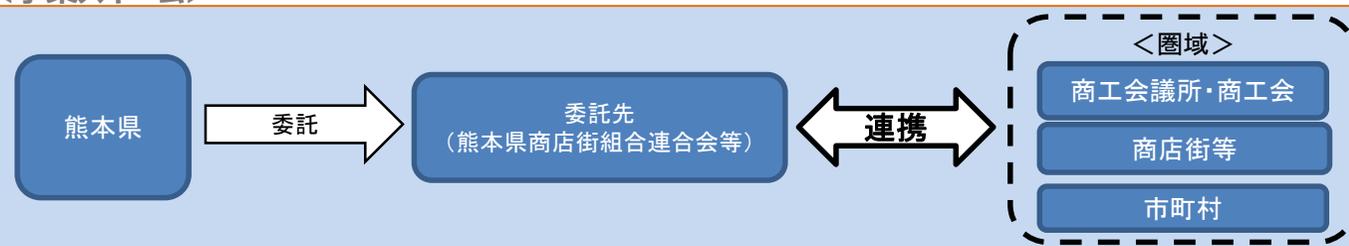
○全体事業費:30百万円(県事業費:30百万円 コロナ臨時交付金)

〔積算基礎:10ヶ所程度 1ヶ所3,000千円×10ヶ所 = 30,000千円〕

○事業主体:県(委託先:熊本県商店街振興組合連合会等)

○事業期間:令和4年度

<事業スキーム>



Ⅱ-1-(1) 被災者の住まいの再建への支援

新

【令和2年7月豪雨からの復旧・復興】

予算額4億73百万円（一）
被災住宅移転促進宅地整備受託事業
〔地域振興課〕

- 球磨村においては、甚大な被害を受けた令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けて、安全・安心に暮らすことができる宅地を確保し、**早期に被災者の住まいの再建を図ることが最優先課題**
- 同村は、渡地域の高台等に新たな宅地を整備する方針。この宅地の造成や避難路の整備について、**県が村から受託し、施行することで、被災者の一日も早い生活再建を図る**

<現状・課題>

球磨村は、渡地域の高台等に新たな宅地を整備する方針を決定

【宅地整備にあたっての課題】

- ・ 事業規模が大きい
- ・ 村の技術ノウハウの不足

早期整備が
困難な状況

■ 令和4年2月

球磨村が県に対して、県による宅地造成等の受託施行を要望

■ 令和4年3月

球磨村と県で受託施行に係る基本協定締結

【施行範囲】

- 山口居住エリア
 - ① 宅地造成地の用地取得・工事
 - ② 避難路の用地取得・工事
- 峯居住エリア
 - ① 宅地造成地の用地取得・工事

<目的・概要>

○ 事業目的

令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建

○ 事業概要

球磨村渡地域の高台等における宅地の造成や避難路の整備について、県が受託し、施行する

【R4年度の施行範囲】

- 山口居住エリア
 - ① 宅地造成地の用地取得・工事、② 避難路の用地取得・工事

○ 事業費：4億73百万円

○ 事業主体：県（球磨村の事業を県が受託・施行）

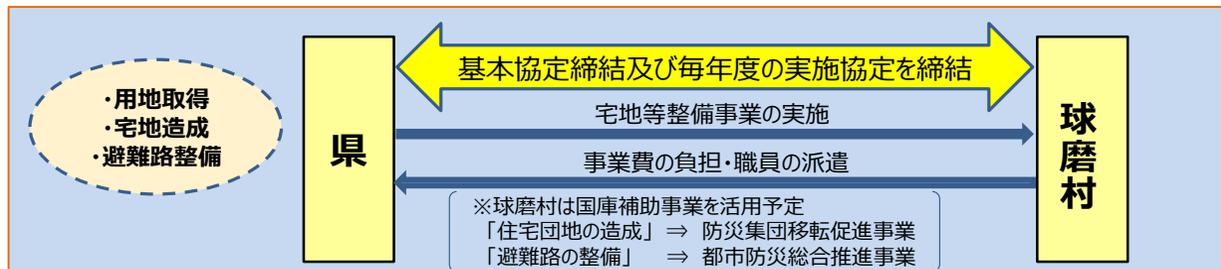
○ 負担割合：球磨村 10/10

○ 事業期間：令和4～6年度



山口居住エリア塚ノ丸団地の整備イメージ

<イメージ図>



Ⅱ-2-(1) 人吉市青井地区の復興まちづくりの推進

新

予算額1億59百万円（12百万円）

土地区画整理事業費（豪雨）[都市計画課]
地域道路改築費[道路整備課]

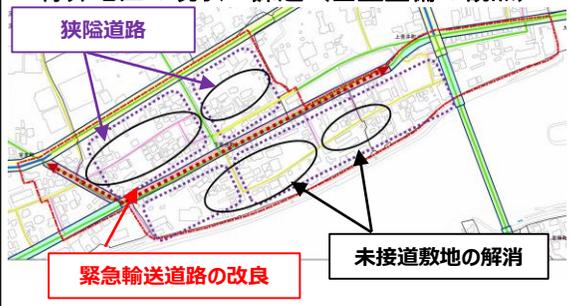
【令和2年7月豪雨からの復旧・復興】

- 令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた人吉市青井地区において、災害に強いまちづくりを実現するため、県が事業主体となり、青井地区の国道改良と土地区画整理事業を一体的に実施することで、早期の復興を支援

<現状・課題>

- ・ R2.7月豪雨災害時に緊急輸送道路等として機能不全に陥った
- ・ 交通量が多く、道路幅が狭いため、日常的に危険な状況
- ・ 狭い道路のため、生活基盤や防災面に課題

青井地区の現状・課題（基盤整備の観点）



- ・ R3.7月に青井地区と中心市街地が「被災市街地復興推進地域」に指定
- ・ 一方で、人吉市では、限られた人材の中で莫大な復旧復興事業への取り組みが必要

県が事業主体となり、整備を行うことで、人吉球磨地域全体で新たな賑わいや交流を生み、復興復旧をけん引する

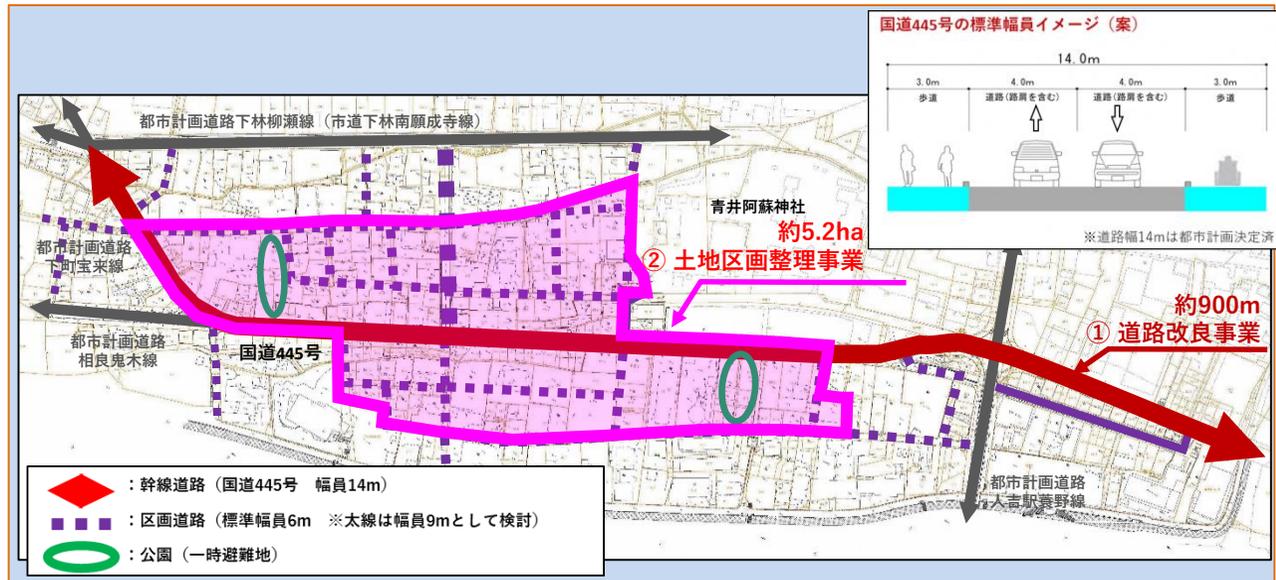
<事業概要>

<人吉市（青井地区）の整備>

- ① 国道445号の道路改良による通行車両の安全確保及び都市空間整備
- ② 区画整理を活用した避難路・避難地の確保及び宅地の整備

- 事業費：①21百万円 ②138百万円
- 負担割合：①(国 5.35/10 県 4.65/10) ②(国 5/10 県 4.5/10 市 0.5/10)
- 事業主体：県
- 事業期間：令和4年度～

<イメージ図>



Ⅲ-(1) 子育て家庭を支援するための市町村の体制整備

【その他】

新

予算額54百万円（3百万円）

子育て家庭支援事業[子ども家庭福祉課]
安心こども基金事業[子ども未来課]

- 児童虐待の未然防止・早期対応や不安を抱える子育て家庭等の支援を目的に、市町村が行う相談機関の整備等の取組みに対し、安心こども基金を財源として支援を実施

<現状・課題>

(1) 子育て世代包括支援センターは令和2年度までの、子ども家庭総合支援拠点は令和4年度までの設置が市町村の努力義務とされている。また、児童虐待防止機能の強化のため、両機関を一体的に整備することが求められている。

【県内市町村における整備状況】

子育て世代包括支援センター(母子保健)	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)
34市町村	25市町村

(2) 核家族化やひとり親家庭等を理由として、家事や育児等に不安を抱える家庭が増加。また、県内にヤングケアラーが一定数存在。

【ヤングケアラーに関する県調査(R3.9～10月実施)】

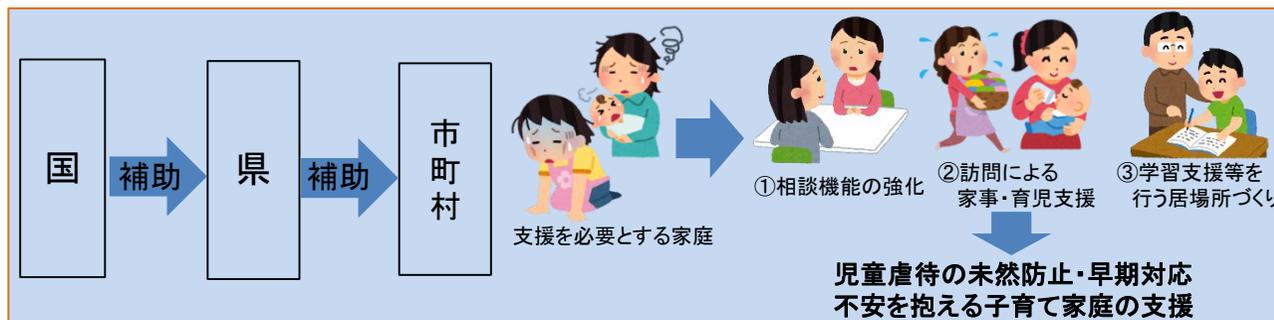
	中学生	高校生
世話をしている家族がいる	3.3%	2.0%

(3) 本県の小・中学校における不登校児童数は、全国同様8年連続で増加。
県内の不登校児童数(R3)：2,996人

<目的・概要>

- **事業内容**：市町村が実施する以下の取組みへの助成
 - (1) 母子保健及び児童福祉分野の相談機関の一体的な整備による機能強化
 - (2) 訪問支援員による家事（買い物代行等）・育児支援等の実施
 - (3) 居場所のない子どもに対する安心・安全な居場所の提供、生活習慣の形成や学習、食事の支援等の実施
- **事業費**：(1)44百万円 (2)1百万円 (3)10百万円
- **負担割合**：(1)県9/10(安心こども基金)、市町村1/10
(2)(3)県3/4(うち1/2は安心こども基金)、市町村1/4
※安心こども基金については、4億49百万円(全額国庫)を積立て、R5年度までの子育て家庭支援に係る各種事業の財源として活用する。
- **事業主体**：市町村
- **事業期間**：令和4～5年度

<イメージ図>



Ⅲ-(2) 公共施設の整備

【その他】

予算額 63億51百万円 (7億8百万円)

[道路整備課、道路保全課、港湾課、砂防課]

- 道路、港湾等の公共施設について、**人流・物流を支える道路ネットワーク構築・港湾の整備**や、**道路の防災・減災対策、通学路の安全対策**などの事業について、6月補正予算で計上

<主要事業概要>

◆人流・物流を支える道路ネットワーク構築・港湾の整備など 22.70億円

- ①迅速かつ円滑な人流・物流を確保するため、渋滞対策など道路改良を推進
- ②今後、国際貨物量の増が見込まれる港湾の整備・老朽化対策を推進

○主なもの

<道路>

- ・ **地域道路改築事業**(国道325号(菊池市)、国道443号(菊陽町)など) **13.88億円**
道路拡幅等による渋滞対策



<港湾>

- ・ **港湾・海岸整備事業**(熊本港など) **8.82億円**
泊地浚渫や老朽化対策を推進



◆道路の防災・減災対策 35.33億円

- ①災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を推進
- ②事前の備えとなる防災・減災対策を推進

<道路>

- ・ **地域道路改築事業**(国道389号(天草市)など) **26.68億円**
道路改良により道路のリダンダンシーを確保し災害に強い道路ネットワークを構築
- ・ **道路施設保全改築事業**((主)別府一の宮線(阿蘇市)など) **8.65億円**
道路災害防除事業などを実施

◆通学路の安全対策 3.61億円

千葉県八街(やちまた)市の交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づいた交通安全対策について集中的な支援
(新規個別補助制度の創設)

<道路>

- ・ **道路施設保全改築事業**(国道389号(苓北町)など) **3.61億円**
通学路合同点検に基づいた交通安全施設の整備(カラー舗装など)